

市民相談(6月分)

秘密厳守・無料
同一内容の相談は原則1回
場 市役所1階北エリア
市民相談室101・102
問 広報広聴課
TEL 06-6992-1353、1356

法律相談・・・相続・離婚・金銭や土地
建物の賃借問題など

【弁護士】
毎週木曜日13:00~16:30
(1人30分・先着14人)
予 前日水曜日の13:00から
注 前日が休日の時は当日9:00から

【司法書士※予】
第2・3・4火曜日13:00~16:00
(1人25分・先着14人)

登記相談・・・相続・売買・贈与などの
登記、供託・測量・境界・分筆など

【司法書士・土地家屋調査士※予】
第2水曜日13:00~15:00
(1人30分・先着各4人)

税務相談・・・相続税・所得税・贈与税
など

【税理士※予】
第2金曜日13:00~16:00
(1人30分・先着6人)

行政書士相談・・・成年後見・各種契約
書の作成など

行政書士※予
第1火曜日13:00~16:00
(1人30分・先着6人)

不動産一般相談・・・賃貸借契約・不動
産の活用など

宅地建物取引士※予
第1火曜日13:00~16:00
(1人30分・先着6人)

※予 前週の実施日13:00から。受付
が休日の時は翌開庁日の13:00から

行政相談・・・国などの行政に対する
要望や苦情など

行政相談委員
第4火曜日10:00~12:00
予 電話で前日までに

全国一斉子どもの人権
110番強化週間

いじめ、不登校、体罰、児童虐待な
ど子どもの人権問題についての相談
(相談無料・秘密厳守)
TEL 0120・007・110(全国共
通)
開設時間 6月26日(火)~7月2日
(月)午前8時30分~午後7時、6月30
日(土)・7月1日(日)は午前10時~午
後5時
問 大阪法務局人権擁護部
TEL 06・6942・9496

しないさせない 就職差別

働くのは私！私自身を見てください
6月は「就職差別撤廃月間」です。
「あなたのお父さんやお母さんの出
身地はどこですか。家族の職業を言っ
てください」「お父さん(お母さん)がい
ないようですが、どうされたのですか」
「尊敬する人物を言ってください」
就職の面接で、こんなことを聞いた、
あるいは聞かれたことはありません
か。面接でこのような質問をすること
は、本人の責任のない事項や本来自由
であるべき事項で応募者を判断するこ
とになり、就職差別につながるおそれ
があります。
採用選考は、応募者の基本的人権を
尊重するとともに、応募者本人の適性・

例月出納検査の結果

2月分例月出納検査は、3月27日に、高瀬久美子、
久保篤彦、上田敦の各監査委員によって行われ、正
確であることが認められました。

問 監査委員事務局
TEL 06-6992-1795

収支一覧表		2月末現在
会計別	区分	金額(円)
一般会計	収入額	50,287,407,220
	支出額	50,934,396,562
	収支差引額	△ 646,989,342
	一時借入金	1,300,000,000
	(繰替)特別会計後期高齢者医療事業より 差引残額	50,000,000 703,010,658
特別会計 国民健康保険 事業	収入額	17,478,291,348
	支出額	17,469,842,723
	収支差引額	8,448,625
	一時借入金 差引残額	100,000,000 108,448,625
特別会計 後期高齢者 医療事業	収入額	1,504,457,917
	支出額	1,447,892,843
	収支差引額	56,565,074
	(繰替)一般会計へ 差引残額	△ 50,000,000 6,565,074
特別会計 公共用地 先行取得事業	収入額	0
	支出額	0
	収支差引額	0
水道事業会計	収益の部 収入	2,412,080,284
	支出	1,930,182,864
	収支差引額	481,897,420
下水道事業会計	資本の部 収入	1,469,043
	支出	991,087,662
	収支差引額	△ 989,618,619
下水道事業会計	収益の部 収入	3,841,154,075
	支出	2,803,431,619
	収支差引額	1,037,722,456
下水道事業会計	資本の部 収入	160,124,001
	支出	1,076,568,225
	収支差引額	△ 916,444,224

食料で広がる支援の「わ」

「くらしサポートセンター守口」で
は、ふーどばんくOSAKAと連携し、
生活困窮者に対して食料を届け、活用
してもらう取り組みを行っています。
付けます。
《設置期間》6月13日(水)~15日(金)午
前10時~午後6時
TEL 06・6210・9518
期間中(6月)、Eメールによる相談を
受け付けます。
問 大阪府商工労働部雇用推進室
TEL 06・6210・9518
rosai-g04@box.pref.osaka.lg.jp

お米、カップ麺、缶詰などの使用し
ない食品の寄付や、家庭で余っている
食品を入れる回収箱の設置場所を募集
しています。また、使用していない調
理器具の寄付も募集しています。
注 賞味期限が明記され、かつ1カ月以
上あるもの
常温で保存が可能なもの
未開封であり、かつ破損で中身が出
ていないもの
問 くらしサポートセンター守口
TEL 0800・200・8011
相談日時 月曜日~金曜日 午前9時
~午後5時30分(土・日、祝日、年末年始
を除く)

消費生活センターだより

「お試し」のつもりが「定期購入」に
健康食品などのネット通販に注意
【事例】
スマホから初回限定価格980円の
ダイエット飲料をお試しで1回だけの
つもりで注文。先日、商品が届き定期
購入が条件だと知った。業者にキャン
セルを申し出たが、4回購入が条件な
ので定期購入価格5400円で4回購
入するか、1回目の商品を通常価格9
千円で購入すると言われた。
【解説】
インターネット通販では、定期購入
が条件であることを消費者が認識せ
ず、通常価格より低価格で購入できる
と思い「お試し」「1回だけ」のつもりで
健康食品などを注文し、トラブルにな
るケースがみられます。

通信販売には、消費者が無条件で契
約を解除できるクーリング・オフ制度
はなく、広告に表示された「解約・返品
できるかどうか」「解約・返品できる場
合の解約条件」などに従うことになり
ます。
特定商取引法で、通信販売の広告に
表示する事項として「商品の売買契約
を2回以上継続して締結する必要がある
ときは、その旨および販売条件」「商
品の売買契約の申し込みの撤回または
解除に関する事項(返品の特約がある
場合はその旨含む)」を定めています。

更に、インターネット通販では、返
品特約については、消費者が最終的に
申し込む画面においても表示するよう
定めています。
商品注文する際には、契約内容や
解約条件をよく確認しましょう。特に
申し込みの最終確認画面で、定期購入

が条件となっていないか、契約期間や
支払うこととなる総額、解約・返品
の可否や解約条件など、契約内容をしっ
かり確認しましょう。また、トラブル
になった場合に備え、最終確認画面を
印刷したり、スクリーンショットを撮
るなどして、契約内容を保存しておき
ましょう。
業者に電話をしてもつながらず、解
約の申請期間を過ぎてしまったという
ケースもみられます。電話、書面、メー
ルなど、業者に連絡をした記録は証拠
として残しておきましょう。

問 消費生活センター相談専用電話
TEL 06・6998・3600
時 午前9時30分~午後4時30分(平日)
消費者ホットライン
TEL 局番なしの188
時 土・日、祝日は午前10時~午後4時

安全・有利・手軽な
国の退職金制度を活用しませんか。
中退共 小企業退職金共済制度
詳しくはホームページをご覧ください。
国のみならず安心 掛金は全額非課税 社外積立で管理も簡単
掛金の一部を国が助成します。 手数料もかかりません。 退職金試算額などをお知らせします。
(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211